

## 浦安市規則第53号

### 浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付規則

#### (目的)

**第1条** この規則は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、介護サービス事業所によるサービスの継続を支援することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この規則において、「介護サービス事業所」とは、令和7年4月1日及び第5条の規定による申請の日時点において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく次に掲げるサービスを提供する市内に存する事業所であって、令和7年4月1日から同年6月30日までの間において当該サービスの提供の実績があるものをいう。

- (1) 福祉用具貸与
- (2) 特定福祉用具販売
- (3) 居宅介護支援
- (4) 訪問介護
- (5) 訪問入浴介護
- (6) 訪問看護
- (7) 訪問リハビリテーション
- (8) 地域密着型通所介護
- (9) 認知症対応型通所介護
- (10) 小規模多機能型居宅介護
- (11) 複合型サービス
- (12) 通所介護
- (13) 通所リハビリテーション
- (14) 認知症対応型共同生活介護

- (15) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - (16) 特定施設入居者生活介護
  - (17) 介護老人福祉施設サービス
  - (18) 介護保健施設サービス
- (給付金の額等)

**第3条** 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する介護サービス事業所  
1事業所につき10万円
  - (2) 前条第4号から第11号までのいずれかに該当する介護サービス事業所  
1事業所につき20万円
  - (3) 前条第12号から第15号までのいずれかに該当する介護サービス事業所  
1事業所につき30万円
  - (4) 前条第16号から第18号までのいずれかに該当する介護サービス事業所  
1事業所につき40万円
- 2 事業者が同一の建物において複数の介護サービス事業所を運営している場合には、当該複数の介護サービス事業所に該当する給付金の額のうち最も高い介護サービス事業所のみを対象とする。
- (給付対象者等)

**第4条** 給付金の交付を受けることができる者は、介護サービス事業所を運営する事業者とする。

- 2 給付金の交付は、1事業者に対して1回に限るものとする。
- (給付金の申請)

**第5条** 給付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 給付金の交付を受けようとする介護サービス事業所に係る、法に基づく指定又は許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

**第7条** 前条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者は、給付金の交付の請求をしようとするときは、浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第8条** 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた事業者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

**第9条** 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。